

議題以外の「修正事項」（事務方にご一任いただく事項案）

品目	番号	国際水準GAPガイドラインの取組事項	修正すべきポイント
青果物	3	農場経営に必要な食品安全、環境保全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った方針を策定するとともに周知を実施。	・「B.具体例と想定される対策」の3-2（方針が不明確なため、法令遵守の意識が薄れ、不適切な取引、取引業者の選定が発生）については、取引先との契約上の個別事例であることから、番号12（外部委託先との合意）へ移動。
	5	登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。	・種苗法の改正に合わせて改訂
	11	出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。	・出荷物を農場で梱包する際には、「出荷する商品の表示の管理」が重要であることを明記 ・集出荷施設のコンテナの収穫日、ほ場名が明示されていることが重要であることがわかるよう事例の写真を差し替え
	25	農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。	・入場時のルールの必要性を端的に示す文章に置き換え ・その後の文章も再整理
	30	使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。	・農業に使用する水は、用途に応じたものを使用することが重要であることについて、解説の冒頭で言及。 ・使用する水のリスク評価と管理を行う説明ぶりを再整理。
	36	器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。	・機械、容器等の現状把握をまず行うことが重要であることを記載。 ・具体的な管理方法について再整理。
	42	農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。	・農場から出る廃棄物の全体把握が必要であることについて、解説の冒頭で言及。
	47	信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。	・種苗法の改正に合わせて改訂

品目	番号	国際水準GAPガイドラインの取組事項	修正すべきポイント
穀物	13	用途限定米穀、食用不敵米穀の適切な保管・販売・処分。	・食糧法遵守事項省令の記載内容に即して、全面的に改訂。
	70	麦類のDON・NIV等のかび毒汚染低減対策を実施。	・具体的な対策事例を追記。
茶	12	異品種・異物混入を防止する対策の実施。	・異物が「 <u>硬質異物と品質上の異物</u> 」の2つに大別できることを明記するとともに、その後の説明も再整理。
	32	生葉洗浄工程における、洗浄用器具、洗浄水による生葉の汚染防止を実施。	・生葉の洗浄は、降灰地だけでなく、 <u>一般的に注意が必要な取組事項であることがわかるよう</u> 修正。
飼料作物	13	用途限定米穀、飼料用作物の適切な保管・販売・処分。	・飼料作物の取り扱いについて、穀物13と合わせて修正。
	53	有毒植物の除去・隔離	・家畜に有害な植物の種類について再整理。